

# ○給与留守宅渡実務の手引について（通知）

平成元年3月30日  
海幕厚生第1495号

改正 平成3年2月14日 海幕厚生第606号

平成16年9月17日 海幕厚生第5123号

平成19年1月9日 海幕厚生第109号

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各機関の長あて  
標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

別紙

## 給与留守宅渡実務の手引

### 1 略語

この通知において、次の各号に掲げる略語は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「法」とは、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）をいう。
- (2) 「政令」とは、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）をいう。
- (3) 「防衛省令」とは、防衛省職員給与留守宅渡実施規則（昭和35年総理府令第48号）をいう。
- (4) 「訓令」とは、給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第39号）をいう。
- (5) 「通達」とは、給与の留守宅渡について（通達）（海幕厚生第1494号。1.3.30）をいう。

### 2 留守宅渡を行うことができる場合

- (1) 出動を命ぜられている場合
  - (2) 船舶に乗り組んでいる場合
  - (3) 長期にわたり出動待機命令を命ぜられている場合
  - (4) 長期にわたり防御施設構築の措置を命ぜられている場合
  - (5) 長期にわたり防衛出動下令前の行動関連措置を命ぜられている場合
  - (6) 長期にわたり国民保護等派遣を命ぜられている場合
  - (7) 長期にわたり治安出動下令前に行う情報収集活動を命ぜられている場合
  - (8) 長期にわたり自衛隊の施設等の警護出動を命ぜられている場合
  - (9) 長期にわたり災害派遣等を命ぜられている場合
  - (10) 長期にわたり公務旅行を命ぜられている場合
  - (11) 所在不明となった場合
  - (12) 心身の故障の状態にある場合で長官の定めるもの
- 政令第1条

注：第12号の「長官の定めるもの」については、現在まだ定められていない。

### 3 留守宅渡を行う場合の給与代理受領人の指定

職員が給与代理人を指定する場合は、職員の収入により生計を維持する者で、次の各号に掲げる者のうちから指定するものとする（通達第1項）。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 子（実子及び養子をいう。）
- (3) 父母（実父母及び養父母をいう。）
- (4) 孫（実子の実子及び養子並びに養子の実子及び養子をいう。）
- (5) 祖父母（実父母の実父母及び養父母並びに養父母の実父母及び養父母をいう。）
- (6) 兄弟姉妹（傍系血族である2親等の兄弟姉妹をいう。）
- (7) 前各号に掲げる以外の者で、俸給支給機関の長がその職員の給与代理受領人として  
適当と認めた者

#### 4 給与代理受領人として届け出るべき事項

- (1) 住所を変更したとき。
  - (2) 氏名を変更したとき。
  - (3) 職員との親族関係に変更があつた場合
  - (4) 職員の収入により生計を維持する者でなくなつた場合
- } 政令第1条の2第2項  
} 防衛省令第6条

#### 5 給与代理受領人の死亡又は所在不明を届け出るべき者

- (1) 同居の親族（政令第1条の2第3項）
  - (2) 親族以外の同居者
  - (3) 別居の親族
- } 防衛省令第7条

#### 6 給与代理受領人の同意書の提出

- (1) 給与留守宅渡請求書を提出する際に原則として添付する（訓令第3条第3項）。
- (2) 前号により難いときは、給与代理受領人指定通知書を交付する際に提出させる（訓令第3条第4項）。
- (3) 同意出の様式は、通達別紙第2による。

#### 7 給与代理受領人等の届出の手續（防衛省令第8条）

- (1) 給与代理受領人は、第4項に掲げる事項に変更が生じた場合、給与代理受領人住所  
氏名・身上変更届（防衛省令様式第2）を提出する。
- (2) 第5項に定める者は、給与代理受領人が死亡又は所在不明となつた場合、給与代理  
受領人死亡・所在不明届（防衛省令様式第3）を提出する。

注：届出の用紙は、留守宅渡実施機関において準備しておくものとする。

#### 8 留守宅渡の請求

- (1) 給与留守宅渡請求書（訓令第3号・別紙第1）により請求する。
- (2) 請求書の提出部数（訓令第3条第2項）

ア 職員の属する俸給支給機関が留守宅渡実施機関となる場合 1部

イ 職員の属する俸給支給機関以外の俸給支給機関が留守宅渡実施機関となる場合  
2部

9 留守宅渡を行う給与の額の指定（通達第3項）

職員は、給与留守宅渡請求書を提出するに当たっては、給与支給額（控除額等を除いた額）と職員受領額との差額を留守宅渡額として指定するものとする。ただし、職員が希望する場合は、留守宅渡額として全額を指定することができる。

10 留守宅渡を行う場合の所得税等の徴収その他諸控除（通達第8項）

給与の全額を留守宅渡する場合に限り、留守宅渡実施機関において所得税等の徴収その他諸控除を行うものとし、その他の場合は、職員が直接支給を受ける給与支払機関において、支払うべき給与の中から徴収又は控除するものとする。

したがって、職員が留守宅渡額を定める場合は、十分これを考慮するものとする。

11 給与代理受領人指定通知書の交付（防衛省令第4条）

留守宅渡実施機関の長は、給与代理受領人に対して給与代理受領人指定通知書（防衛省令様式第1）を交付する。

12 給与代理受領人指定通知書交付台帳（通達第4項）

留守宅渡実施機関の長は、給与代理受領人指定通知書を交付する場合は、給与代理受領人指定通知書交付台帳（通達別紙第1）を備え、所要事項を記入の上、交付する。

13 給与代理受領人指定通知書の再交付等（通達第5項）

留守宅渡実施機関の長は、給与代理受領人から給与代理受領人指定通知書を亡失又は損傷した旨の届出を受けたときは、再交付又は書き替えて交換するものとする。

14 留守宅渡の停止又は給与代理受領人等の変更の手続（防衛省令第9条、訓令第9条）

(1) 留守宅渡を停止しようとする場合は、給与留守宅渡停止請求書（訓令別紙第2）により請求する。

(2) 留守宅渡の変更を行う場合は、給与留守宅渡変更請求書（訓令別紙第3）により請求する。

15 留守宅渡実施機関となる俸給支給機関

(1) 職員の属する俸給支給機関（防衛省令第3条）

(2) 前号により難い場合は、海幕長の定める俸給支給機関（防衛省令第3条ただし書き及び訓令第4条）

(3) 前号の海幕長の定める俸給支給機関とは、潜水艦基地隊、基地隊及び基地業務隊とする（通達第2項）。

注：この俸給支給機関を留守宅渡実施機関とする場合は、艦艇に乗り組んでいる場合及び職員の属する俸給支給機関以外の俸給支給機関を留守宅渡実施機関とすることが適当であると認められる場合とする。

(4) 地方総監が、潜水艦基地隊、基地隊又は基地業務隊の業務の都合により留守宅渡の事務を行わせることが適当でないとする場合には、留守宅渡実施機関として指定した他の俸給支給機関（通達第2項）

16 留守宅渡実施機関が変更される場合（訓令第5条）

- (1) 職員の属する俸給支給機関を留守宅渡実施機関とするもの（以下「甲機関」という。）から、潜水艦基地隊、基地隊又は基地業務隊を留守宅渡実施機関とするもの（以下「乙機関」という。）に変わる場合
- (2) 乙機関から甲機関に変わる場合
- (3) 乙機関から他の乙機関に変わる場合

注：留守宅渡実施機関が変わる場合は、給与留守宅渡請求書、留守宅渡を行つている職員別給与簿及び代理受領の同意書を新たな留守宅渡実施機関に送付する。

17 乙機関に対する給与通報（訓令第6条）

乙機関において支給する額が定額以外である場合は、職員の属する俸給支給機関から毎月通報する。

また、定額を留守宅渡する場合であつても、その職員について減額又は控除すべき額が職員に直接支給する額を越えて乙機関で支給する定額分から差し引く必要のある場合は、その額を通報する。

18 給与代理受領人住所変更届等を受理した場合の措置（訓令第8条）

- (1) 住所、氏名の変更の場合、給与代理受領人指定通知書を訂正・交付するとともに、給与留守宅渡請求書に所要の訂正を行う。
- (2) 給与代理受領人の身上変更、死亡又は所在不明の場合、留守宅渡を停止するとともに、職員（乙機関である場合には、職員の属する俸給支給機関の長）にその旨通知する。

19 留守宅渡にかかる給与の支払方法（通達第6項）

留守宅渡に係る給与の支払は、職員に対する給与の支払に準じて行うものとする。

20 留守宅渡を行う場合の給与簿の取扱い（通達第9項）

留守宅渡を行う場合の給与簿の取扱いについては、留守宅渡実施機関と職員の属する俸給支給機関が異なる場合に限り、職員別給与簿を別葉とするほか、記入要領等は次の各号による。

(1) 給与の全額を留守宅渡する場合

- ア 職員別給与簿の備考の欄に「留守宅渡」と朱書する。
- イ 基準給与簿の備考の欄に給与代理受領人の氏名を記入する。

(2) 給与の一部を留守宅渡する場合

ア 留守宅渡実施機関と職員の属する俸給支給機関が同一の場合

- (ア) 職員別給与簿は、一つの給与期間について2段に書くものとし、上段については留守宅渡分を、下段については職員に直接支払う分を記入し、上段の備考の欄に「留守宅渡」と朱書する。
- (イ) 基準給与簿は、留守宅渡の分と職員に直接支払う分とを別葉とし、留守宅渡に係る分は前号イにより記入し、職員に直接支払う分の備考の欄には「〇〇円留守宅渡」と記入する。

イ 留守宅渡実施機関と職員の属する俸給支給機関が異なる場合

(ア) 留守宅渡実施機関における留守宅渡する給与についての職員別給与簿及び基準給与簿の記入は、前号の場合と同様とする。

(イ) 職員の属する俸給支給機関における直接職員に支払う給与についての職員別給与簿は、ア(ア)に準じて記入するほか、留守宅渡に係る分の備考の欄に「留守宅渡実施機関渡」と朱書し、給与担当官印の欄には、留守宅渡実施機関から通報を受けた額と突合した後、押印するものとする。

基準給与簿は、留守宅渡に係る給与を除き、留守宅渡をしない場合と同様とする。

21 留守宅渡終了の場合の職員別給与簿等の引継ぎ（訓令第10条）

乙機関において留守宅渡が終了した場合、留守宅渡実施機関から職員の属する俸給支給機関に給与留守宅渡請求書、職員別給与簿、その他関係書類を引き継ぐものとする。

22 扶養親族に関する届出の特例（防衛省令第10条、訓令第11条）

(1) 届出を行うべき者

配偶者又は職員の収入により生計を維持する者

(2) 届出を行うべき場合

留守宅渡のできる場合に該当する場合

(3) 届出の方法

届出を行うべき者から職員の属する俸給支給機関（留守宅渡を受けている場合にあつては、留守宅渡実施機関）の長に届け出る。

(4) 届出の様式

扶養親族届（防衛省令様式第4）

(5) 申請書を受理した場合の措置

ア 認定の事務を行う。

イ 乙機関で認定した場合は、職員の属する俸給支給機関に通報する。

注：認定に必要な証明書等の提出を要求することができる。

23 留守宅渡を行う場合の職員の留意事項

給与の留守宅渡を行う職員は、給与代理受領人である配偶者等に次に掲げる事項を周知させるとともに、確実に履行させるよう心掛けねばならない。

(1) 留守宅渡による給与の受領方法に関すること。

(2) 給与代理受領人住所等変更の場合の届出に関すること。

(3) 給与代理受領人死亡等の場合の届出に関すること。

(4) 扶養親族の異動に係る届出に関すること。

(5) その他留守宅渡に関し必要な事項に関すること。